

➤ 対象建築物

延床面積の合計が2,000 m²以上の新築等（新築、増築又は改築）を行う建築物は「特定建築物」として、「建築物環境配慮計画書」の提出が義務付けられます。ただし、特定建築物以外の建築物についても、「特定外建築物」として任意で提出を行うことができます。

1. 特定建築物

- 戸建住宅以外の全ての建物用途で、以下のものを「特定建築物」と呼びます。

新築の場合	延床面積が	2,000 m ² 以上/1棟の新築
増改築の場合	増改築部分の延床面積が	2,000 m ² 以上/1棟の増改築

- 特定建築物においては、環境配慮計画書の提出義務があります。
- 特定建築物の新築等をしようとする方を「特定建築主」と呼びます。

2. 特定外建築物

- 延床面積が2,000 m²未満の新築等を行う建築物、（戸建住宅を含む）について、環境配慮計画書の提出を行う場合は「特定外建築物」となります。
- 特定外建築物の新築等をしようとする方を「特定外建築主」と呼びます。

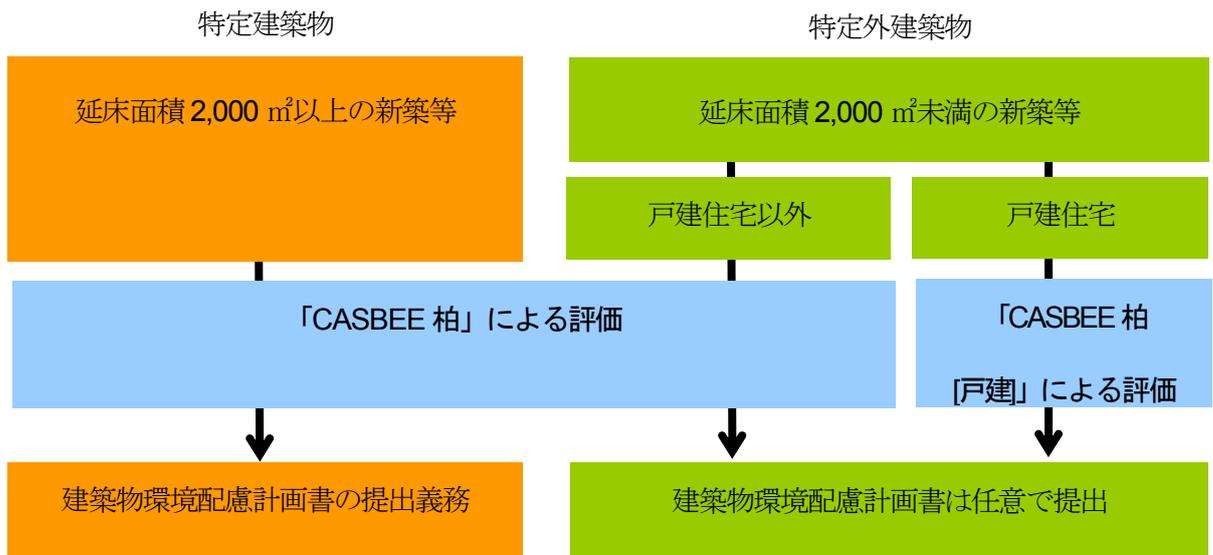


図2. 対象建築物